

取 扱 基 準

名 称	にいがた agribase 事業費補助金（農地経営安定支援事業）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	初期投資を抑えながら早期の経営安定化と生産性の向上を図るため、新規就農者が農地所有・使用に伴う費用の一部を支援する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業活用者数 3人/年
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	新規就農者自ら使用及び収益を目的とする権利を有している農地等に関する土地改良費及び農地賃借料
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率 2/3 上限 30 万円／年 （対象事業費上限 45 万円）
	<補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 新規就農者の初期投資を抑えながら早期の経営安定化を図るという事業目的を果たすため。
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp